

定めようとする命令等の題名

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

根拠法令項

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定
（平成 29 年条約第 25 号）

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第 3 9 条第 4 項該当による結果の公示等）

問合わせ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁 長官官房 放射線防護企画課保障措置室
電話番号：03-5114-2102（直通）

命令等の公布日

2017 年 7 月 20 日

結果の公示日

2019 年 4 月 15 日

行政手続法 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで

命令等を定めた場合にはその旨及びその理由

本件は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結に伴い、国際規制物資を供給当事国ごとに識別して管理するための供給当事国符号を同協定の対象物について付与するため、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正するものであり、行政手続法第 3 9 条第 4 項第 8 号及び同法施行令第 4 条第 2 項第 2 号の「形式的な変更」に該当するものであることから、意見公募手続をしないこととしました。

備考

結果の公示に係る事務手続が遅れたため、結果の公示が命令等の公布後となりました。